

西郷村こども計画の一部変更（案）の概要

1. 西郷村こども計画

西郷村では子育て支援の一層の推進を図り、貧困対策及びこども・若者の育成支援を含めたこども施策を一体的に推進するため、こども基本法第10条に基づき、令和7年3月に「西郷村こども計画」を策定しました。

2. 変更案の内容について

乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の開始や小規模保育事業所施設整備計画に伴い、下記のとおり変更を予定しています。

（1）乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の確保方策等の追記

（ア）計画該当ページ（P78、P90～92）

（イ）変更理由

乳児等のための支援給付の創設に伴い、市町村子ども・子育て支援事業計画に基本的記載事項（必須記載事項）が追加されたことによるものです。

（ウ）主な変更内容

- 乳児等通園支援事業の量の見込み並びに確保方策の内容及びその実施時期を追記（地域子ども・子育て支援事業から移行）
- 乳児等のための支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制に関する事項を追記

（2）就学前教育・保育の施設整備に係る提供量の見直しに伴う量の見込み及び確保方策の変更

（ア）計画該当ページ（P79～80）

（イ）変更理由

小規模保育事業所整備計画により、確保方策（提供体制）の変更が生じることによるものです。

（ウ）主な変更内容

- 確保方策（3号（1・2歳児）、3号（0歳））を小規模保育事業所整備計画に基づき変更